

新城市展示会等出展支援事業補助金

製品・技術等の販路拡大のため、展示会等に出展する市内事業者に対して、その出展料の一部を補助します！

1. 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- (1)市内において事業を営む事業者の方
- (2)市税の滞納のない方



2. 補助対象事業

製品、技術等の販路拡大を目的とした展示会等へ出展する事業

※展示会等とは市外(国内外)で行われる出展社数が10以上予定されている展示会、見本市、博覧会等になります。(オンラインによる展示会等を含む)

※出展する期間の始期と終期が同一年度内のものに限り

3. 補助対象経費

展示会等の小間料金(オンライン展示会等においては登録料、参加料)

及び 展示装飾代、オプション備品

※主催者に支払う費用に限り

※小間料金に出展に関する付帯費用が含まれる場合は、当該費用を含みます

※主催者に支払わない展示品製作費、プロモーションコンテンツ制作費、運搬費、旅費、宿泊費、保険料等は、補助対象経費に含まれません

※補助対象経費が、国、県、その他の助成制度により補助金等の交付を受けている場合は対象外
補助対象経費が異なる場合は対象となります

4. 補助金額

補助対象経費の2分の1

※上限35万円

※千円未満の端数が生じる場合は千円未満切り捨て

※年度内は1回限りの申請となります。

5. 申請

展示会等への出展日までに、必要書類を新城市役所 産業政策課へ提出してください。

※出展日の2週間前までに事前相談をお願いします。

※申請の流れ、必要書類については裏面をご覧ください。

新城市展示会等出展支援事業補助金 申請～交付の流れと必要書類

■出展前

①展示会等への出展日までに、以下の提出書類を産業政策課へ提出してください。

※出展日の2週間前までに事前相談をお願いします。

※様式は、新城市ホームページ(トップページ→産業ビジネス→国内外の展示会等に出展する市内事業者への補助金制度)からダウンロードしてください。

- ・新城市展示会等出展支援事業補助金交付申請書(様式第1)
- ・収支予算書(様式第2)
- ・補助対象経費が確認できる書類(出展募集案内の写し等)
- ・市税の滞納がないことを証する書類

②市から申請者宛に新城市展示会等出展支援事業補助金交付決定通知書を交付します。

◆出展後

③展示会等に出展後、出展日から起算して20日以内又は補助金交付決定日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに以下の提出書類を産業政策課へ提出してください。

※様式は、新城市ホームページ(トップページ→産業ビジネス→国内外の展示会等に出展する市内事業者への補助金制度)からダウンロードしてください。

- ・新城市展示会等出展支援事業実績報告書(様式第10)
- ・収支決算書(様式第11)
- ・補助対象経費の支払いを確認できる書類(補助対象経費に係る領収書の写し等)
- ・展示会等への出展内容を確認できる書類(当日の出展ブースの写真等)

④市から申請者宛に新城市展示会等出展支援事業補助金確定通知書を通知します。

⑤新城市展示会等出展支援事業補助金請求書を産業政策課へ提出してください。

⑥請求に基づき速やかに補助金を交付します。

お問い合わせ先

新城市役所 産業振興部 産業政策課

電話 0536-23-7634

メール shoukou@city.shinshiro.lg.jp